





分野でも数多く確保され、将来は彼らの創意工夫による国際競争力の高い農業に発展することを切に望んでおります。

以上の参考人としての意見を申し上げました。今回の経営支援三法の一部改正につきまして、十分な御審議をいただき、原案どおり可決されるとを期待しております。

以上でございます。  
○委員長(岩永浩美君) ありがとうございます。

○参考人(中釜靖子君) 次に、中釜参考人にお願いをいたします。中釜

参考人。中釜参考人にお願いをいたします。

○参考人(中釜靖子君) ただいま御紹介いただき

ました喜入町農業委員会の中釜と申します。

初めに、本日は参議院の農林水産委員会にお招

きをいただき、意見陳述の機会を与えていただき

ましてありがとうございます。

委員の皆様方は、日ごろから、農業、農村の

振興に格別の御尽力をいたしております。心よ

り感謝申し上げます。

私は、このような国会審議の場に立つのは初め

てで、大変緊張しております。しかし、委員の皆

様方の中に女性の先生もいらっしゃいますし、ま

た、鹿児島県選出の加治屋先生のお顔を拝見で

き、少し安心いたしました。どうぞよろしくお願

い申し上げます。

今、このような場に立たせていただきますと、

私の脳裏に亡き父の姿がよみがえってまいります。私の父も、以前、皆様方と同じように参議院議員であります。町を愛し、農業振興に命を尽くした私の父は、国政の場に進出してからも、自分の使命は農家の代表として我が国の農業と農村を守ることだといつも申しておりました。

また、参議院になる前は喜入町農業委員会の会長も務めておりました。農業委員として農家の皆様方の相談活動をしながら、休日には、自らくわを取り、土とともに生きた父でした。このような父の姿が私の現在の活動の原点になります。さて、私の町、喜入町について少し御紹介させ

ていただきます。

喜入町は、鹿児島市と指宿市の中間にあり、薩摩半島の玄関口に当たります。人口は一万三千七十五人、そのうち農家人口は二千二百三十九人であります。

そのほとんどが兼業農家であります。しかしながら、認定農業者を中心、温暖な気象条件の下、

野菜の生産を行っています。

次に、私が農業委員になつた経緯について少しお話ししたいと思います。

私は、長年、JAの女性組織で活動してまいりました。その中で、男女共同参画社会作りについて学習する機会が数多くあり、女性のJA理事や農業委員を始め、各審議会等への参画の必要性を言い続けてまいりました。そして、平成十一年七月

月、議会推薦をいただき、農業委員となりました。平成十二年五月にJAいぶすきの理事に地域代表として就任し、現在一期目です。

また、農業委員も、平成十四年七月に公選二期目となりました。まだ任期も浅いと思いました

が、男性委員からの後押しも受けることができ、農業委員会始まりました。

平成十四年七月二十三日に農業委員会会長に選出されました。

鹿児島県においては、現在、百二十一人の女性農業委員が誕生しておりますが、平成九年九月に

は全国に先駆けて鹿児島県女性農業委員の会を結成して、相互研さんによる資質向上を図っているところであります。

それでは、今回の農業委員会制度の改正法案についてであります。地域の農業を守り、発展させていく立場から、私は今回の改正案については賛成であります。このような観点から、農業委員会の運営に資するため、平成八年度に町単独事業を作り、認定農業者が農業委員のあつせんにより農地を借りた場合、標準小作料の八〇%を助成しております。この場合、基盤整備事業等を行う土地改良

の活動は、農地の権利調整に係る相談やあつせん活動が主であり、大変根気の要る仕事であります。

認定農業者への農地の利用集積などの農業委員会では、地区担当制により一人の農業委員が約二集落を受け持ち、農地の確保や有効利用に関する活動を行っていますが、合併による農業委員の減少は、委員一人当たりの守備範囲の農地面積を大幅に拡大することになります。

認定農業者の活動は、農地の権利調整に係る相談やあつせん活動が主であり、大変根気の要る仕事であります。

農業委員が減少することにより、農業の構造改革の柱である農地の確保と有効利用は停滞する

ことがあります。農業委員が地域の世話役として農地の活動が主であり、大変根気の要る仕事であります。

今後は、農業委員会をサポートする協力員の設置など、新しい農業委員会の体制整備を図ることが重要ではないかと考えております。

さらに、農業委員が減少することにより、必然的に女性の農業委員も少なくなることが予想されます。

現在、鹿児島県では、関係機関の協力によ

利用を促進する事が盛り込まれておりますが、大変すばらしいことであると考えます。

現在、私どもの喜入町農業委員会では、優良農地を守り、有効利用を促進する活動の一環として、農業委員による農地バトロールを実施しております。毎年九月から十一月をバトロールの実施期間として定めまして、農業委員と職員を五班に編成して取り組んでいます。

このバトロールで農地の一筆ごとの利用状況を点検していますが、この結果、私ども喜入町内に存在する遊休農地も全部把握できました。これら

の遊休農地については、一筆ごとに農地としての利用が可能か不可能かについて分析、分類して、

可能と判断されたものについて、地権者に対して

お話ししたいと思います。

喜入町農業委員会の活動の重点

化については、それを後押しするものであり、地域農業の振興における農業委員会の役割と存在を

より鮮明にするものだと思います。

今回の法律改正による農業委員会の活動の重点

として、農業委員会の組織の在り方について意見を述べさせていただきます。

現在、地方における最大の課題は市町村合併のことであると思います。喜入町も今年の十一月に近隣の四町とともに鹿児島市に編入合併することになっています。この合併に伴い、現在の喜入町管内の農業委員数は十四人から五人に減少することが既に決まっています。現在、喜入町の農業委員会では、地区担当制により一人の農業委員が約二集落を受け持ち、農地の確保や有効利用に関する活動を行っていますが、合併による農業委員の減少は、委員一人当たりの守備範囲の農地面積を大幅に拡大することになります。

なお、農地を守り、有効利用を促進するための農地バトロールは、私どもの喜入町のみならず、鹿児島県では九十五のすべての農業委員会で実施されています。これら無断転用につきましては、法的に適正に処理するよう関係者には正指導も行っています。

なお、農地を守り、有効利用を促進するための農地バトロールは、私どもの喜入町のみならず、鹿児島県では九十五のすべての農業委員会で実施されています。これら無断転用につきましては、法的に適正に処理するよう関係者には正指導も行っています。

喜入町では、このような農地流動化により一層

農業委員会の大変な業務に認定農業者等に対する農地の利用集積の推進活動があります。

り百二十一人の女性農業委員が誕生しております。女性の農業委員が増えて農業委員会が変わったとの声をよく聞くようになりました。また、女性農業委員は、地域における女性リーダーとして、男女がともに豊かに暮らす男女共同参画社会の形成を目指して活動を展開しています。その中でも、農家の近代的な経営と生活を営むための家族経営協定の締結推進活動は女性農業委員が特に重点的に取り組んでおり、現在、喜入町では四戸でございますが、県全体では八百三十五戸の協定の締結がなされております。女性農業委員が減少しますと、そうした動きにブレーキが掛かることが心配されます。

議会推薦枠で女性委員を積極的に登用すべきと思いますが、議会推薦というと議員でないといけないと誤解もあるようですが、もつと啓発をする必要があります。こうした点についても、どうか心に留めていただき、御対応をお願いできればと思います。

それ以上に私が不安に感じているのは、地方分権改革推進会議で農業委員会の必置規制の廃止を検討すべきと言っていることです。これは大変な問題であります。現場の農業委員会の活動についての認識不足も甚だしい限りです。少なくとも喜入町では、町長を始めとする役場関係者や町議会でも、農業委員会がなくともよいというような意見はありません。農業委員として、また一人の農業者としてもこのような考え方には断固反対であります。認めることはできません。

衆議院の農林水産委員会の附帯決議において、農業委員会の必置規制の堅持が決定されたことは大変心強い限りですが、参議院においても必置規制の堅持について確固たる姿勢を貫いていただくようお願いいたします。

農業者の公的な代表で組織する農業委員会は、地域の農業、農業者にとって欠かせない存在であります。その農業委員会がなくなるようなことになれば、地域の農地や農政は大変なことになります。国としてのしつかりとした対応をお願いした

いたと思います。

以上、現場の農業委員として、また農業者としての意見を述べさせていただきました。どうもありがとうございました。

○委員長(岩永浩美君) ありがとうございます。

次に、種本参考人にお願いをいたします。種本参考人。

○参考人(種本博君) ただいま御紹介をいただきまして、どうもありがとうございます。

私は、県へ入って三十四年になります。そのうち普及員、それから専門技術員として二十七年間水産委員会で意見を述べる機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。

私は、全国改良普及職員協議会の種本でございました。全国改良普及職員協議会の種本でございました。全国一万人の普及職員の仲間を代表し、農林水産委員会で意見を述べる機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。

普及事業に携わってまいりました。今回、経営支援三法のうち農業改良助長法改正案に限定し、意見を述べさせていただきたいと思います。

お手元のA3資料をごらんください。

まず最初に、協同農業普及事業の意義と理念ということでお話しいただきたいと思います。

そこで、私どもの考える協同農業普及事業とは何なのか、普及事業とはどういうものなのかということにつきまして、冒頭に簡単にその見解を明らかにしたいというふうに思います。

まず、意義でございますけれども、食料自給率が低下している状況の中で自給率を確保する、あるいは国土の保全、環境の保全等につきましては、我が農政の重要な課題でありまして、全国で実施しないと効果が低い業務だと言うことができると思います。そういう面で、国と県で実施することによって効果が上がる、そういう事業であるといふうに私どもは考えております。そういう意味で、今後とも協同としての普及事業は是非とも必要というふうに考えております。

また、普及員とはなんだというようなことがよく聞かれるわけでございますけれども、一言で言えば、普及事業とは人づくりということが言えます。その普及事業がなくなるようなことになります。その農業委員会がなくなるようなことになれば、地域の農地や農政は大変なことになります。国としてのしつかりとした対応をお願いした

性格は、技術実証等の科学的組立てという研究者的な側面と、それから農業者の自主性に働き掛けられる、いわゆる考える農業者を育てるという教育的側面を併せ持っております。そういった面では、補助事業等を行います一般行政とは性格が異なるものでございます。

そういった私どもの普及事業ではございますが、平成十四年、地方分権改革推進会議等からいろいろな指摘がなされているわけでございます。國から地方へといういわゆる地方分権の流れの中、私どもの改良普及事業につきましては、特に彈力的な事業運営という観点から、普及員の必置規制あるいは普及員手当に関する規定の在り方、交付金の在り方、これらについて検討すべしというような指摘でございます。

私たち改良普及職員協議会といたしましては、新たな時代に即応した普及事業を明らかにすると意見を述べさせていただきたいと思います。

が、調査研究委員会というのを、平成十四年六月から十ヶ月の間に四回に分けまして学識経験者等を交えながら検討してまいりました。その内容がここに書いてあるようなものでございますが、特に地方分権で指摘がございました交付金については今後とも堅持すべしとの見解であります。普及指導員で指摘がございました交付金については今後とも堅持すべしとの見解であります。普及指導員の人事費等に充てられており導水準の維持のために、必要経費として国は交付金というものを払うべきだというような考え方でございます。

本県の実態によりますと、交付金の九二%までが私ども改良普及員の人事費等に充てられております。全国的にも九割以上が給料等になつていています。その状況から考えていくと、交付金が削減されるということになつてきますと、今、地方財政非常に厳しいという状況の中では普及員数そのものが削減されると、そういうおそれがござります。是非とも交付金制度の堅持について御配慮のほどお願いしたいと思います。

そういった中で、今回の助長法の改正案が出されたわけでございます。大きくポイント的には三点に整理できるかと思います。一点目について

は、これから普及事業の在り方を示したものだというふうに思いますし、また二点目、三点目については、地方分権の流れの中に対応したと、そういうようなことだというふうに理解しております。

私も、時間の関係もありますので、助長法の中身については割愛させていただきますが、右の方に改正案に対する意見ということでそれぞれのポイントごとに意見を述べさせていただきたいといたします。

今、普及現場で問題になつてていることです。本県の例を基に考えてみたいと思います。石川県には、天皇杯を取つたとかあるいは農林水産大臣賞を授与されたというような、例えばぶつた農産とかあるいは六星生産組合など、全国に誇れる経営体が育つてきておりますが、このよな経営体が今普及に求めているものは何だと思います。そこで見たときに、一つは迅速な問題解決が求められているということです。また、高齢化が、度で多様なニーズが非常に多くなつてきていると

いうことでございます。

先般、こちらの方にも行きまして、今、課題は何かということでお聞きしてきたわけでございますが、消費者に合った有機農産物等をそれぞれ違つた角度で栽培したいというのが今彼らの共通したような意識があつたように思います。そのように、それぞれ違いますけれども、かなりニーズとして高度なものをお聞きするようになつてきてるというのが実態でございます。

また、石川県能登半島等の中山間地域等では、地域の合意形成作りというのが非常に重要なつてきている。また、普及の内部におきましては、普及員数が非常に減少してきている。私どもが入りました昭和四十五年当時から見ましても約三分の二ぐらに普及員の数が減つていて、また、最近では、普及業務に専念できないといいますか、非常に仕事が幅が広がつていて、そういうような実態でございます。

そういった中におきまして、まず普及員と専門







ほども触れました、農業委員さんというのは、地域の農家、農地の地主さんたちとの関係で、顔見知りでないと流動化も非常に難しい部分がありますので、そういう選挙の在り方、そして、もし数が少なくなつていくんであれば協力員的な配置の仕方というところも考えていただければ非常に有り難いと思つております。

○段本幸男君 ありがとうございました。また、農業会議の会長さんもおられるから、恐らく参考になつたんではないかというふうに思つております。

次に、種本参考人にお伺いしたいと思うのですが、種本さんがおつしやつていてるように、今、これがだけIT化が進んだりする社会の中で、スピーデどといふか、私もこの前、広島へ行つて現地で聞いてみると、普及とか農業委員会組織に求められているのは機動力だ。もう世の中の回転が速い分だけきちんとやらないかはねけれども、なかなか普及、ややもすると、きつととした技術をやらにやいかぬからと、いうそういう体質的なものもあつて、正確を期する余り、ややもすると遅く農家からせつから持つていついても評価されてない面もあるんだというようなことをおつしやつたと思うんですね。

そういうスピードが大切なこと、もう何よりも分かるんですけれども、しかし片つ方では、おつしやつていてるように、専門家というんですかね、非常に、今までは薄く広くたくさんに伝えるかといふようなことが目的だったと思うんですが、今はみんながそれ専門化しちゃつたのですから、非常に深く農家が知識を求める。そういう深い技術とスピードとがなかなか合いくらいじやないかというふうな感じがしているんですけれども、その辺について、どうすればその二つをカバーできるのか、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○参考人(種本博君) ただいまのスピード感と専門技術のところをどうするのかというような御質問だと思いますけれども、私は、スピードをまず

上げるためには、今回の、専門技術員と従来おりました普及員が一体して、そして自らが調査研究と、一緒になつて調査研究もやり、即それを現場に普及するという、こういう形になればその辺はある程度はできるんじゃないかなというふうに思いますが、もう少し、例えば研究が直接現場にもいますし、もう少し、制度の中ではできるようになつたんではないかというふうに思つております。

○段本幸男君 ありがとうございました。

私も全くそんな感じがするんですね。普及といふのは、現場へ出たときもおつしやつたのは、やつぱり技術者なんだからもう現場主義でやつていてみると、普段とか農業委員会組織に求められているのは機動力だ。もう世の中の回転が速い分だけきちんとやらないかはねけれども、なかなか普及、ややもすると、きつととした技術をやらにやいかぬからと、いうそういう体質的なものもあつて、正確を期する余り、ややもすると遅く農家からせつから持つていついても評価されてない面もあるんだというようなことをおつしやつたと思うんですね。

そういうスピードが大切なこと、もう何よりも分かるんですけれども、しかし片つ方では、おつしやつていてるように、専門家というんですかね、非常に、今までは薄く広くたくさんに伝えるかといふようなことが目的だったと思うんですが、今はみんながそれ専門化しちゃつたのですから、非常に深く農家が知識を求める。そういう深い技術とスピードとがなかなか合いくらいじやないかというふうな感じがしているんですけれども、その辺について、どうすればその二つをカバーできるのか、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○参考人(種本博君) 実態としても、民間と一緒に現場で、現地で組み立てる研究といいますか、普及の方法というのはたくさんやつております。そういう中で、民間だけでやりますと、どちらかといいますと、その地域の実態といいますか、気象も違いますし、その土地条件も違う。ましてや、経営の総合的に分かるかどうかというところ

上げるためには、今回の、専門技術員と従来おりました普及員が一体して、そして自らが調査研究と、一緒になつて調査研究もやり、即それを現場に普及するという、こういう形になればその辺はある程度はできるんじゃないかなというふうに思つております。

○段本幸男君 大変おつしやるよう難い点、ただ一社のお先棒になつてはいかぬし、まあ、いろいろ難い点あるのだろうと思ひますけれども、是非頑張ってやつていただきたいと思います。

○参考人(種本博君) ありがとうございました。

それから、中園参考人の方にお伺いしたいんですけど、就農支援というのは、今回もいろんな形でやりましたけれども、しかし、最後は一番投資で大きい土地取得の支援という、そここのところに手届かなければ、小手先のちよろちよろしたのをやつたってなかなか最後まで定着しないんじやないかと思うんですが、その辺の組合せの支援といふものについてどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○参考人(中國良行君) 新規就農、先生お話をございましたように、農業においては農地の確保と

の委員会でも質問させていただいたんですけれども、民間の力をもつとかりていけばいい。種屋さんとかいろんなところで随分持つておられるんですね。その連携システムなんかについて、現場の第一線におられるところで感じておられるところをお聞かせ願いたいと思います。

○参考人(種本博君) 実態としても、民間と一緒に

非常に、今までは薄く広くたくさんに伝えるかといふようなことが目的だったと思うんですが、今はみんながそれ専門化しちゃつたのですから、非常に深く農家が知識を求める。そういう深い技術とスピードとがなかなか合いくらいじやないかというふうな感じがしているんですけれども、その辺について、どうすればその二つをカバーできるのか、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○参考人(種本博君) ただいまのスピード感と専門技術のところをどうするのかというような御質問だと思いますけれども、私は、スピードをまず

がよく分からないんですね。そういうところに普及が入つて、そして民間との役割と連携というのを取つてやることによって、初めてそこに現場で定着していく、そのように思つておりますので、今後ともどんどん新しい技術は、民間は人つていただけばいいというふうに思つております。

○段本幸男君 大変おつしやるよう難い点、ただ一社のお先棒になつてはいかぬし、まあ、いろいろ難い点あるのだろうと思ひますけれども、是非頑張ってやつていただきたいと思います。

○参考人(種本博君) ありがとうございました。

○参考人(中國良行君) 先生御指摘のとおりでございまして、まさしく二通りの方がおられますし、相談の内容も大きく分けられますがおつしやるよう二つに分かれています。新規就農をして、農業法人へ就職して大体五、六年が一つのめど、だろうと思いますけれども、のれん分けをする、あるいは分社化をする、あるいは自分で法人の信用をバックに自立するという方もおられますし、就職してそのまま法人の今度は一つの役員になつていくという方もおられます。

○参考人(中國良行君) 先生御指摘のとおりでございまして、まさしく二通りの方がおられますし、相談の内容も大きく分けられますがおつしやるよう二つに分かれています。新規就農をして、農業法人へ就職して大体五、六年が一つのめど、だろうと思いますけれども、のれん分けをする、あるいは分社化をする、あるいは自分で法人の信用をバックに自立するという方もおられますし、就職してそのまま法人の今度は一つの役員になつていくという方もおられます。

○参考人(中國良行君) 話をしながら対応させていただいているというのが今の実態でございます。

○段本幸男君 ありがとうございました。もう時  
間ですので。

是非お聞かせをいただきたいと思います。  
○参考人(八木宏典君) 今回の農業委員会

自民党では、今回、普及の方はセンターの必置規制取れましたけれども、普及組織そのものにしても、やつぱりこれはもう是が非も必要で、それぞれ汗をかいて一番頑張っている先端にそういう方たちがおられる、そんな意識でもつておりますので、我々も頑張りたいと思いますが、是非皆さん方も最先端の現地で頑張つてやっていただきたいと思います。

○羽田雄一郎君 民主党・新緑風会の羽田雄一郎でござります。

本日は、いわゆる経営支援三法という形で参考人として四人の方に来ていただき、「忌憚のない御意見をお伺いできたこと、また議論を深めるためにも現場の声を聞かせていただきましたこと、心から感謝を申し上げながら、数点についてお聞かせを願いたいなと思つておりますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、地方分権の推進ということが国を中心に行われておりますし、また我々も地域主権の国家をこれからは目指すんだというようなことを言つております。これには、やはり地域で決めたこと、地域の皆さん方が決めたことがしつかりと実現できる、それには財政基盤が必要なわけですけれども、そういう意味では、今の三位一体の改革という中で、交付金は減らされる、また補助金は減らされる、そして一般財源化されていつて、実際、地方に下りたときには微々たるものになつて、実際これが守られていくのかという不安なんかもあると思うんですね。

そういうのをまた詳しく述べをいただきたい  
と思いますので、まず最初にハ木参考人から、地  
方分権の推進ということでお話がありました、そ  
のことについてお答えをいただき、また、中釜參  
考人、そして重本参考人は見易い旨というのを

やはり必要性というものを強く感じておりますし、やはり国の役割としてしっかりと守っていく

必要があるなという現場の確認ができましたので、我々もしつかりとそのことを主張していきた  
いなと思っております。

○参考人(八木宏典君) アメリカあるいはヨーロッパの農業生産者たる立場では、勝手にこなれど日本は農業生産者としていつたらいいのかというお知恵を拝借したうで、いなと思いますので、是非お聞かせをいただきたいと思います。

ロッパの各国の、私、農業経営が専門なものですから、それぞれ農業経営の実情を見てまいりますと、例えばアメリカの場合ですと、これ、レートとか物価の関係がありますので絶対的な基準とい

うわけにはいかないと思いますが、日本円に換算したらしまして大体三千万円ぐらいの売上げのある農場、これがいわゆる日本でいう専業的な農場として存立していますし、それからアメリカでも農

場の平均的な売上額というのは、大体一千万から一千五百万円ぐらいです。それから、ヨーロッパにしても、大体一千万前後なんですね。

在 例えば売上額が一千万、二千万を超えている  
農業経営、我が国にもたくさんございます。私ど  
もがちよつと仕事の関係で計算したものでござい  
ますけれども、農林水産省の充利資本を使いま

農林水産省の統計資料を参考して、平成二十二年度認定農業者の経営の分析をいたしましたが、平均の売上額が二千万円ぐらい、それから所得にしめて六百二十万円ぐらいという数字が出てまいります。

このくらいの数字で十分かどうかって分かりませんけれども、若い若手の農業を選択したいという方々がこうした数字を見て、将来自分も頑張りたいというふうなことになっていただけること

を期待しておりますし、さらに、いろいろな創意工夫をしまして、日本の農産物は大変質が高い、

価格的には非常に弱い点がございます、それからレートの関係もございますし、様々な国内の事情もござりますけれども、ありますが、非常に質が

高い。例えば果物、それから昨年、一昨年からはお米も輸出をされておりますけれども、それから花ですね、そうしたたぐいに關しては非常に質の高いいいものが生産されております。

そういう意味で、農林水産省も昨年から文部省を作りまして農産物の輸出拡大というものに取り組んでおりますけれども、将来、アジアの国でもかなり経済成長に基づいて、高所得者層に一部限定されると、日本の農産物を構入した

いということはあるかもしれません。そういうことをを目指して、国内の構造改革を進めることが必要であると考えております。

りと自給率を上げていくことも大切でありますし、中国の方からいろんな安い野菜やなんか入ってきておりますけれども、今、中国では砂漠化が進んで、あの巨大中国の人口の皆さんのが飢餓

や、飢えに苦しむ可能性が叫ばれていた中で、日本  
というのはこれからどんどん打つて出るチャンス  
があると思いますし、先日もテレビを見ましてい  
たら、リンゴなんかが中国で高いにもかかわらず

売れていくというような話を見させていたたいて、やはり品質の向上とか、しっかりととした安全、安心基準というものを守っていくことによつて日本の農業もまだまだ戦えるなど。そして、発展していく、そしてやはりビジネスチャancesにつ

届いていく、そして若い人たちが就農しようと  
いう欲求がこれによって出てくると思つております  
して、そういう意味では、地域、現場で普及販の  
皆さんやまた農業委員会の皆さん頑張つていただき

いて、そのところを守つていただきたいなどう期待をしているところであります。



ものを参考に私どもも情報のＩＴ化を進めてまいりたいというふうに考えております。

○羽田雄一郎君 ありがとうございます。

時間になりましたのでこれで終わります。

○千葉国男君 公明党の千葉国男でございます。

本日は、経営三法の改正に当たりまして、参考の方々には御多忙の中御出席を賜り、大変にありがとうございました。

ハ木参考人にお伺いをしたいと思います。

先生は農業経営の研究者として永年取り組まれておりますが、まず担い手等の農地の集積化につきましてそれなりに準備が必要である、こう思つております。今もちよとお話を出ましたけれども、ＩＴ化とか情報化あるいはコミュニケーション、こういうことが非常に大事であります。まづ第一として農地のデータベース化、それから地図、いわゆるマップのデータ化、そういうものがちゃんとでき上がって、この土地はだれそれさんのもので、それがどういうふうに経験が変わつてきているかと、それで次の段階で出し手と受け手の方々がいて、それでそこへ仲人役といいますか、そういう方が農業委員会として現れて相談会が持たれると。こういう形になつて初めて担い手に対して農地の集積が可能になつてくる、こういうふうに考えておりますが、先生の御意見等をお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(ハ木宏典君) 各農業委員会では土地台帳みたいなものをお持ちで、それぞれ農地について把握をしていると思いますが、ただ相続等で農地が、特に不在村といいますか、の地権者に渡つてている分について十分なフォローができるおるかどうかということについてはこれから課題ではないかと思います。

農業委員会、市町村単位では農地のマッピングといいますか、それぞれ一筆ごと、きつとＧＩＳ等を使いまして把握をして、それを基にそれぞれ農地の所有者の事情をよく把握して、それを農地の流動化に生かしている地域もたくさんござります。

現在、基本計画の見直しの作業中でございますけれども、その議論の中にも農地の流動化の課題がございまして、将来的に、先ほど来話がありま

したようなＩＴの活用による農地一筆をそれぞれきちんと把握して、そのあつせんに生かしていくという、こういう活動をより強化する必要があるというふうに考えております。

○千葉国男君 中釜参考人にお伺いをしたいと思ひます。

今回の改正では農業委員会の業務を農地・経営対策に重点化することになつております。農地対策では担い手への利用集積はもとより、近年増加しております遊休農地、耕作放棄地への対策が重視されています。今もちよとお話を出ましたけれども、現地におきまして優良農地を守るために農地パトロールなどの活動をしておられると聞きましたが、このような対策に当たりまして、現場で問題点などについてどのように対応されているのか、教えていただきたいと思います。

○参考人(中釜靖子君) 農地パトロールについては、先ほどどういう形でしているかというのは御報告いたしましたけれども、今回のパトロールの報告というか、それについて少し話しますけれども、パトロールして回つた後で、農地に可能だ、再生できる可能性のあるところに、すべて地主さん文書でお手紙を出しました。

それに、返ってきた答えが、大部分の方はそうだよねという形で、もうすぐ耕うんしましたとか、いろんな答えが返つてきましたけれども、たまたま農地の地権者が県外とかにいらっしやる方がいて、今までは身内が耕作していたけれども、もう高齢になつたのだら亡くなつたで作り手なくなつたという農地があつて、その人たちからの県外からのお電話がありました、どうしたらいいのかといた形で。そういうところは、今度はその地域の農業委員さんにお願いして、その隣を作つている今、喜入町では二十二名ですかね、いますけれども、その認定農業者の方に逆にまず私から質問させてくださいって言いました。そして、家庭持ち

の隣の方に耕作をお願いしたりして、農地を守るためにという形で地主さんからのあつせんの形で中にはまた、自分の土地を、逆に自分の土地をそういう形を取りました。

中にはまた、自分の土地を、逆に自分の土地を何で、どうしておつてもいいんじやないかとといういう、こういう活動をより強化する必要があるというふうに考えております。

○千葉国男君 中釜参考人にお伺いをしたいと思ひます。

そこで、その後は、農業委員会でやっぱり家族協定のことが余り委員さん方も分かつていませんでしたので、自分たち女性がまず取り組もうという形で取り組んで、今四戸の、先ほど報告しましたように四戸の認定農業者の方の中で家族協定を結んでいただきました。そして、私が農業委員になつてから一人青年が結婚して、それも協定も結んでいただきましたけれども、その嫁は私の娘です。

というの私は押し付けはしませんでしたけれども、やっぱりそういう形で農業というものを本当に分かつてもらう、地域の方たちに分かつてもらうためにも、役場の課長さんに、うちに娘がいるから、あの青年たちがいいと言うか、気に入れるか分からなければとも、会つて、お互い会つて、あんたなんかが、私がするわけいかぬから、役場の課長さんにあんたなんかが段取つてみたらどうですかっていう話をしまして、そういう方で本当に農家でいいのかという、課長さんでさえそういう意識の方がいましたけれども、私はそういう職業をどうも思わないという形で、娘も言つてますし、日ごろ言つてはいる娘でしたので、そういう形でして、そして今、専業農家の認定農業者で家族協定もしつかり結ばせて、今、農業に頑

張つてゐる一人でござります。

○千葉国男君 ありがとうございます

種本参考人にお伺いをいたします。

発には現場の感覚も大事であるとのお話を伺つてまいりました。専門分化している試験研究機関の

技術を産地間競争力の必要な扱い手や条件不利地域の小規模な農業など多様な条件を持つ農業現場に伝えていくために、こうした農業現場の多様なニーズを試験場に伝えていくために、日ごろ石川県における普及事業の担当者として様々な苦労を

されてきたと思いますが、現場の実例も交えて教えてください。

えでいたたいたらと思しま  
○参考人(種本博君) それではお答えいたしま  
す。

試験研究が現場のニーズを把握する。そして、それをもとにした試験研究で開発したもののが現場に普及するとい

うときのシステムのような形でございますけれども、石川県の場合ですと、石川県の試験場が出来前

講座みたいなのがあります「一持ていい」とい  
いわゆる専門技術員それから普及センターが間

に入りまして、試験研究で開発したものを受け取ったときに、ニュー化してあるわけですね。それを、各現場で

何をやりたいかというのを先にニーズを取ります。そして、実際にそのニーズがあつたところに

直接研究者が出向いて、そして普及するという、つゆるそれが多動農業試験場という名前でやつ

いれどもそれが和重慶(美語)豈(い)く、外見でありますけれども、昨年の場合ですと、二十

回 合計千二百名くらいの参加をいたたいてやつておりまして、昨年の場合、特に石川県で開発し

ました稻の品種でゆめみづほというのがありますけれども、そういう関心が非常に高いということ

で、直接現場の生の声を聞けるということをござ  
はまして、非常に良かったということがありま

す。その結果、今年約二・五倍ぐらいに面積が拡大して、農家も安心して作れるようになった。これが一つは成果の普及の部分でございます。

もう一つは、現場のニーズをどう研究の中に取り組むかという部分があると思いますけれども、

そのためには、一つは、普及センターあるいは専門技術員を通じましてそれぞれの市町村なりあるいは農協なり農家の皆さん方の課題を吸い上げる、そういう仕組みが、持つております。それで、は、やっているよという形でそれをまた返すという、そういうような中で、普及員と専門技術員、そしてまた試験研究が連携を取りながらやつていいというシステムができております。それが非常にいい格好に動いているなというふうに思つております。

○千葉国男君 中園参考人にお伺いをいたします。

先ほど、全国新規就農相談センターは昭和二年から就職相談活動を行つて十六年たつたと、当時から比べると今的新規就農のそういう青年たちの意向も随分変わってきたと、こういう御報告がありましたけれども、特にこの点が大きくなつてきましたなどということがありましたら教えていただきたいと思います。

○参考人(中園良行君) 御指摘のとおりでございまして、最近はもう積極的に農業をとらえている相談の方が以前と比べますと増えてきております。恐らく、先ほど申し上げましたように、地方の自治体でも就農支援というようなものが具体化してきておりますので、そういう全体の流れを踏まえたものだというふうに思つております。大体、産業としての経営をやりたいというか、農業法人に就職したいという方が七割ぐらいおられます。大変重要なことだと思っております。

○千葉国男君 その中で、他産業からの新規就農を定着させるためには、就農前のサポートはもちろんですが、ことといたしまして、就農後の地域においてはどういうふうにお考えになつてあるんでしょうか。

○参考人(中國良行君) 受入れ現場においてどういう受入れ体制を仕組むかというのは大変重要なことだというふうに思つております。新規就農となると、ともすれば孤立しがちな部分がございます。また、経営的にも不安定な部分でございますので、地域の関係機関のサポート体制だといふ大変重要なことだというふうに思つております。私どもが承知しております事例によりますと、何か市町村が中心になりますて、農業委員会あるいは普及センターさん、農協さん、協議会的な受け入れの組織を作つて、新規就農をしたいという方に対して就農前の研修だとか資金の融資あるいは農地の取得、技術指導のサポートをしているというようなことが事例としてござります。こういうことです。  
○千葉国男君 ありがとうございました。  
以上で終わります。

交付金が削減されると人員削減というのは避けられないんじやないかという懸念をするわけなんですかけれども、まず、この影響についてどのようにお考えでしようか。

○参考人(種本博君) おっしゃるとおりでございまして、交付金の削減というのがそのまま普及販賣の削減につながるのではないかと。これは実際にやってみない段階でございますのでそうはつきりしたことは分かりませんけれども、そういうおそれは非常に、多分にあるなというふうに考えております。

ただ、私どもとしてはその中でも、一つは、ある程度のところは重点化なり、対象の重点化ですね、そういう中で明確にしながらやつていけばあら程度はできるだろけれども、それが大幅になってしまいますと、これは恐らくそれだけでは対応できなくなつてくるんじやないかというような心配をしております。

○紙智子君 今回の改正でこの普及事業を、国の交付金の対象となる協同農業普及事業とそれから都道府県が自主的に行う普及事業と、この二本立てるにするというふうになつていてるわけですね。それで、交付金の削減に、都道府県財政が厳しい状況の中で都道府県の自主的普及事業がどれだけ確保できるのかと。普及事業全体が縮小するということにならないかどうかというのもまたこれ心配なんですけれども、この点どうでしよう。

○参考人(種本博君) これにつきましてはそのとおりだというふうに思つておりますし、そうならないようにしていただければというふうに思つておるところでございます。

○紙智子君 ならないようにということなわけですよね。

それから、同じくヒアリングの中で、必置規制の在り方の問題で述べられていますけれども、ここ数年で都道府県によりばらつきが生じていると。それで、これ以上の格差が生じると基本的な農政推進に影響が出てくると。普及センターの必置の問題でも各県の格差の問題を指摘されていま

すよね。

この点で、実態や考えられる影響というのが一  
体どういうことがあるのかということを少し詳し  
くお聞きしたいのと、加えて、この必置規制がな  
くなってしまうと、拠点となる普及センタ―、北  
海道の場合は基幹センターという言い方していま  
す。基幹というのは基幹産業の基幹ですけれど  
も、と言つていますけれども、その他の地域とい  
うのは地域センターということがなんですかね。  
も、合併が進んでいきますと吸収されたりしなく  
なつていく、減少していくんじゃないかなと。そう  
なると、回る範囲というのがすごく広大なんですね。  
北海道なんか物すごい広い範囲なんですね。  
そうすると、本当に事細かにやって、例外だけれ  
ども、そういう中でも深水管理だとかいうことを  
含めて、もう足しげく通つて、そういう中で収入  
を上げさせるということで努力してきた役割があ  
るんですけども、そういうことなんかがきめ  
細かくできなくなつてしまうんじゃないかなといふ  
ふうに思うんですけども、この点も併せてお願  
いしたいと思います。

うふうに思つております。特にそれは、一律的にやることがいいのかどうなのかというようなところにもございますので、今回もできる規定としてそれは残つたということでございますので、私は大きな影響的ではないのではないかなどいうふうに思つております。

○紙智子君 新規就農者が地域の農業の担い手として定着するためには地域全体で育てていく体制としているのはとても大事だと思うんですね。その点で、地域の普及所や普及員の果たす役割というのは大きいと思うんですけれども、その点についても一言どうでしょう。

○参考人(種本博君) 新規就農者の育成という場面でございます。これも先ほど言いましたように、私どもの機能としてはこれが非常に重要であるというふうに思つております。実は私、昨年まで金沢の普及センターにおいて、特に、最近の相談に来る人というのは新規参入される方が非常に多いです。土地もなければお金もないし機械もない、そういうような人がよく来ます。実際いろいろ相談にも乗ります。その中で、単なる夢だけで来る人と、本当に一生懸命にやりたいんだけど、土地がどこかにないかという、そういうところから来る人と、二通りおるんですね。

私どもとしては実際に、一つは、そういう法人等への相談を掛けて、そこで働いて、それから立ちするなり、そういう道も一つありますよと。もう一つは、ある程度お金があるという余裕のある方には農地もあつせんといいますか、それは農委員会の方とも相談しながらやっていくというふうな形の中であるんですけども、一番大事なのは、やっぱり技術力というのがそう簡単に身に付かないということなんですね。それをするといふことは、まず技術がないとできないんですね。意外と簡単な感じで入ってきている人も多いので、その辺については地域でやっぱり応援して

あげる、そういう体制がないとうまいかないからではないかなというふうに思つております。  
**○紙智子君** どうもありがとうございました。  
じゃ、続きまして、中園良行参考人にお伺いいた  
たいと思います。  
新規参入者にとってやつぱり資金問題というの  
は最大の課題だというふうに思つんではけれど  
も、国が行う就農支援資金による無利子融資、こ  
れだけではやつぱり、融資だけではなかなかとい  
う、不十分だと。参入を進めるために現場では各  
くの自治体で独自に償還免除をしたり、あるいは  
助成措置を取つてゐるというところもあるとい  
うように思つんではけれども、どの程度自治体で償  
還免除や独自の助成を行つてゐるか、この点は當  
握されておりますでしようか。もしそれでわ  
ば、どのくらいあるのかということ、それから  
どういう効果が出て いるのかということをお聞き  
したいと思います。

○参考人(中園良行君) 具体的な数字についてけ  
ちよつと私、今手持ちございません。確かに資金の  
問題は大切な問題であるし、おつしやるようによ  
く、単に資金だけではなくて、今度はリースとい  
う方式だと、そういう意味で市町村の独自の支  
援措置が増えて いることは事実でございます。  
**○紙智子君** 就農支援資金は創設から約九年、今  
まで経過しているんですね。それで、貸付実績の  
推移を見ますと増加傾向にあるわけですがれども、  
貸付額を下回っていますよね。それで、非農  
家出身の新規参入者にとってはなかなか使いにく  
いんじゃないかな、そういうこともあるんじやない  
かということなんですねけれども。  
例えば、就農計画を承認してもらわなきゃいけ  
ないとか、それから保証人がないといけないと  
か返済の問題とか、ちょっとそういういろいろ  
談なんかも受けて いるかと思うんですけれども、  
実態や出されている意見なんがあれば御紹介いた  
だきたいと思うんですけれども、あと改善点も含  
めて。

先生今御指摘がありましたような保証人の問題だとかいうお話はよく現場で聞きます。それとともに、やっぱり現場は地域でございますので、地域にいかに溶け込むかという相談が一番多うございまして、私どももう既に就農された先輩の方々ともお付き合いもあるのですから、その話をお聞きしましたら、熊本の木之内農園の社長さんなんですかけれども、五ヵ条あるんだと、地域ときちりやるためには。道で会ったときには必ずだれでもいいからあいさつしなさい、それから三年間は村の酒飲みには最後まで残れ、それから三点目は契約書だとか言うな、人と人との口約束を大事にせい、それから四点目は村の役職を回ってきたらいろいろあるけれども必ず引き受けろというようなことをおつしやつておりまして、地域との関係が大変大事だというふうに思つておるところでござります。

○紙智子君 ありがとうございました。  
それでは次に、中釜靖子参考人にお聞きしたいと思ひます。

先ほどからいろんな方から質問もされているんですけれども、二〇〇二年の九月の全国農業新聞で女性農業委員会会長の座談会されていますよね。そのやり取りを見ていたんですけども、今後の活動目標の中で、荒れ地の解消をどう実現するかということが課題だとということをおつしやつておられまして、それで、私は地元北海道なんですかけれども、北海道も女性の農業委員が最近増えてきてるんですけども、お話を聞きますと、確かに優良農地は受け手がすぐあると、だけれども問題は受け手のない土地、割と荒れているとか牧草地のようなところだとか、なかなか受け手がないところをどうするかというのが非常に悩ましいということを、苦労しているという話を聞いていまして、いろいろ先ほどの話の中にもあつたんですけれども、やはり今農業情勢が厳しい中で、この受け手のいない農地をどうするかというところで、会長さんとしてその点で苦労されている点、努力され



時の新規就農者といいますと全国でも千人単位ですね。一つの県ですともう何十人単位ということです、よくそういう人たちを奨励、奨励といいますか、励まそうということで会議を、会議といいますか、会を開きましても、新規就農者の方が多いのか関係者の方が多いのか分からぬようなそういう状態で、ゆゆしき状態であつたわけでござりますが、当時、種本参考人とともにやつた記憶も思いまして、じくじたる思いがあつたんですね、これが数字で見ましても、平成二年で四千三百人、これ農林省からいただいたんではけれども、それが今、平成十四年で一万一千九百人と、一万二千人ぐらいでですか、要するに三倍ぐらいに上がつてゐるわけでございまして、これは非常に大変な御努力各方面の方がやられたと思うんです。特に、これ先日申し上げましたけれども、一番農業の現場と直接携わつている農業普及員の方々の御努力が相当あつたんじゃないかというような感じを持ちますし、これからもそういうことを続けて日本の農業を支えてもらいたいなという気持ちでおるわけですが、今までのこの辺の御苦労と、それから更にこれを発展させていくには何か要望がないか、その辺をひとつお話しを願いたいと思ひます。

○参考人(種本博君) ただいま先生の方からいろいろ御質問ございました。

当時、岩本先生とは、私は部下でございましたて、その当時のこととも思い出すわけでござりますけれども、当時は非常に人が少なかつたという、そういう時期でございます。なかなか医者の卵か農業後継者か分からぬといふ、そういうような面では非常に増えたなというのが実態でございます。それも、農業の子弟からの後継者もそうなんですね。そのためには、努力の一つとしては、県としてもシステムをある程度作ってきたというのもございます。私の県でいえば、アグリ塾というような

形の中で、就農をするための準備校みたいなものを作りまして、まず最初に土曜日とか日曜日に体験をしてみる、それがうまくいったら今度は一年間試験研究機関等で研修してみる、まず実際にやつてみる、それから自分で農地もいろいろな資金等も借りながら就農すると、そういう仕組み作りがある程度できております。それが非常に、逆に言うとそれで成功した人も何名か出てきているというのが実態でございますが、先ほど言いましたように、直接私どものところにいろんな相談に来るわけですけれども、とにかく一番大変なのは、資金もそうなんですかれども、技術をどう教えるかというところが非常に大事なんですね。一人の人を育てるつてそういう簡単じゃないんです。実際にしようつちゅう行かない、これはもう単なる口だけで学校の生徒を教えるようなわけにはいかないというのが実態でございます。

そういう面からしますと、何らかの、地域がうまくそういう新しく入つてきた、参入してきた人たちに対し、機械等も貸してあげる、それも大事なことでございますし、技術も一緒にその人らから習う。普及員もその間には入りますけれども、付いてやるというのは実際にはなかなか人數の関係もありますし、それだけに構つていていうわけにもいかない、そういう実態でございますので、そういう仕組み作りというのは、もう少し就農した後の仕組み作りの中では、技術力を磨く、もつと自由にできるような、そんな仕組みがつてあるけれども、最近はそういうところまでございます。

○岩本莊太君 いろんな課題があるようでございますが、先ほど言いました数字にしても、昨今、国の財政の問題からいきますと縮小ぎみですかね。これは実はこつちがかなり大きいんですね。四十歳以上で、平成二年で一万一千四百。これが平成十四年で六万八千というふうに相当広がつてゐるのですが、こちらの方は参考人の方の組織ではどういうふうに考えておられるのか。どういうふうに取扱いといいますか、やつておられますか。

正直言いまして、ここ二、三年、県の、地元からそういう方々のもう悲痛な声といいますか、私のところへずっと参つております、ずつと聞かれていたわけですが、ね返す大きな力になつて普及員を評価するものになつていただければと思つてゐるわけでございますが、そういうような気がいたし、ふうに実績を上げてきたということは、これ大変なことじやないのかなというような気がいたします。

しかし、縮小されている、縮小傾向にあるといふことはたれが見てもこれは一般的にはやつぱり軽視されているんじゃないかなというような気持ちがあるわけですが、それはそれ、種本参考人の立場上は、これは管理職的な立場にもおられたでしようからなかなか言いづらい面があるでしようけれども、総体的に見て、やはり私は一言だけ、これは質問じゃないんですけど、お願いをしまくそういう新しく入つてきた、参入してきた人たちに対し、機械等も貸してあげる、それも大いにいうのが実態でございます。

そういう面からしますと、何らかの、地域がうまくそういう新しく入つてきた、参入してきた人たちに対し、機械等も貸してあげる、それも大いにいうのが実態でございます。

○岩本莊太君 いや、僕はちょっと質問の前提でお答えするのを、しなかつたら申し訳ないでください。私はこれは全面的に賛成なんです。この組織とか、國の組織はよく知りませんけれども、國の組織をそこまで分析していませんが、そういうものが隅に追いやられるような、機構とか県の組織とか、國の組織はよく知りませんけれども、國の組織をそこまで分析していませんが、そういうのが離職農業者といふのは、むしろ、例えば一般の会社などにいて、六十歳になつて定年になつて、それからでもいいんじやないかと。少なくとも十一年以上、今の高齢化社会では十年以上働ける人は一杯いるわけですね。だから、そういう人が本気になつてやつていただきたいければ日本農業といふのも随分助かるんじやないか、こういう気持ちでありますので、その点は誤解のないようにお願いいたします。

それと、ただ一つ、このときもまた質問申し上げたんですが、ちょっと、いや、どういうようなところに就いているか、就農者がどういう分野に就いているかというのを表で前回見せてもらつたんですけど、これは必ずしもうまく分析、言葉の上でしかいろいろ御議論できないんですねけれども、私の懸念は、農業に就いていただき、これは農業所得、日本の農業生産量が上がる、これは非常にいい意味ですし、農地を無駄にせずにそれを使うことはいいんですけれども、農林省が今、大問題としている一つの農政の柱としている自給率の維持、カロリー自給率の維持向上、そういう面から、こういう新規就農者が増えてくる、離

職就農者が増えてくることとの整合性といいますか、その面から見ていかがなものかと。

したがつて、就農者が増えてくるということはいいことですけれども、次の段階として、やはりいい意味で農政の方向に合つたといいますか、日本全体の農業のために資するような、そういう方向に向かっていくかどうかというのは、これは農林省の仕事だと私は思うんですけれども、その辺を農林省の仕事だといって質問させてもらつたんですけども、その辺、中園参考の方から見て、現実に現場でごらんになって、この辺の実態はどんなものか、もしお分かりになつたらお話を願いたいと思います。

○参考人(中國良行君) 大変大きい問題で、適切なお答えができるかは分かりませんけれども、やつぱり二つございまして、本当に農業で飯を食つてやつていこうという相談の方と、離職とおつしやいましたけれども、定年間近になつてちょっと田舎に住みたいということを中心とした方もおられます。どちらも農地利用だと自給率という点からいって、どっちが云々ということではないよう気がいたしております。

私もどうしても、ちょっととパターンは違いますですね、農業を職業として選ぶのと農村に住みますいという、いずれにしても大事な意向ですから、きちんと対応してまいりなきやいかぬというふうに思つてゐるところです。

○岩本莊太君 ありがとうございました。

それと、この三法とは直接関係ないかもしれません、今申し上げました自給率の問題についてハ木参考人によつと教えていただきたいといいますか、御意見をお伺いしたいと思うんですが、農林省が、例えばカロリー自給率、これ、今のが四〇%を四五%に上げたいと言つておりますが、現実としては、何年に計画ができましたか、数年前からもう大体四〇%，底は打つたかもしませんけれども、それが定着しちゃつた。全然上がつてないですね。だから、これは何らかの格好で上げ

なきやいけないんじやないかと思うんですが、その上げるというのも簡単に、現状のままの生産構造なり、交易構造の、貿易構造の中で簡単にできることじやないと思いますけれども、いろいろ

ただ、これは食料安価といいますか、日本の国のお安全、安心の面から自給率といつのは決まってくるはずですね。そういう面からきちっと決めなきやいけない。これはいろんな条件はあると思

うんです、単純には言えないと私は思いますけれども、そういうものがあつて、それを国民の皆さん、農業関係者だけじゃなく、国民全體に知らしめて、じゃ、日本の国としてはこういう方向に行こうと。それで、その中で四五%が当面、十年先の目標であれば、それを設定するといつのはいいと思うんですね。けれども、なかなかこの辺の目標をどうするか、これは非常に難しい問題だと思つんですけれども、難しくても決めないことには食料自給率を上げるという意味がなくなつてくるんですね。どれが、どこに行くのが分からなければ今までいいじやないかという話になつちゃうと思うんです。

だから、この辺、学問的にといつたらおかしいかもされませんが、そういうことを決め得るような検討といいますか、そういうものを、何といいますか、できるのかあるいはすべきなのか。先生、いろいろと審議会の会長等をやつておられましたので、その辺の御意見をちよつとお聞かせ願いたいと思います。

○参考人(八木宏典君) 平成十二年に農林水産省は食料・農業・農村基本計画を作りました、そのときに四五%の目標という数値が書き込まれたわ

けですけれども、その前提は、一つは、米の需要があの当時計算した基準年のまま推移するという前提と、それから魚介類の自給率も同じであるといつ、そういう前提があつたわけございますが、この数年、四〇%のところですつと推移して

あります、一番大きな問題は、やっぱり米の消費量、需要量が年々低下をしていて、下げ止まつて保全するというようなことも一部には考える必

これは、米離れというよりは、例えば高齢者の方も多いお米の消費量そのものが減るというよう

なこともあるんだろうと思ひますけれども、いろと米の消費拡大、いろいろなことはされておりますけれども、現実的には、平均して年十三万

トン程度ですかね、需要が減つてきて、この傾向は止まつてない。魚介類についても残念ながら

自給率は上がらないという、こういうようなことでもございます。麦、大豆につきましては、生産量はかなり進んで伸びているわけでございますけれども、なかなか実需者が満足するような質のものはかなり進んで伸びているわけですが、それにはなつていないと、いうような問題もございま

す。それが現実的な、現実の問題でございまして、そこからどうするかということになりますけれども、一方では、消費面で見ていきますと、食生活指針等々、農水省あるいは厚生省等で作成されているわけですけれども、残念ながら脂質の消費量が暫定的には伸びてきているというようなこともござります。

世論調査の結果ですと、大体七割の方々が食料の、日本の食料自給率は低いというふうに考えておられるようですし、それから将来の食料供給に対してもかなり不安があるという、そういう答えが出てきているわけですが、具体的な消費の段階でそつてはかなり不安があるという、そういう意識されていているわけですが、具体的な消費について意識されているかどうかということは一つあるかもしれません。

これは原産地表示の問題で、加工食品も含めてきつとした情報を消費者の方に提供して御判断をいただくという、こういうこともござりますが、これが定着しちゃつた。全然上がつてないですね。それは農林省の本意じやないはずなんですね。だから、これは何らかの格好で上げ

要もあるんだろうと思ひますけれども、その場合に、例えば飼料用稻、特に穀物の自給率が非常に低いわけですから、そうしたものの生産拡大、ま

た、國産麦を使つたパンとかその他めん類とかの消費、その製品開発の工夫もいろいろされていて、國産麦を使つたパンとかその他のめん類と

かの消費、その製品開発の工夫もいろいろされていて、國産麦を使つたパンとかその他のめん類と

はなかろうかといつふうに思います。

それから、國産麦あるいは國産大豆、これについても、國産麦を使つたパンとかその他のめん類とかもござりますけれども、そういうことも含めて全般的に取り組む課題ではなかろうかと思ひます。それから、目標に関しては、やはりこれまでのトレンドをよく見極めながら現実的な方向で考えていく。上げるということについては、多分、国民の皆様全体、異論はないと思うんですけれども、どこまで上げるかという数値目標に関してはやつぱり現実的な問題として考えていく必要があるのではないかと思つております。

○岩本莊太君 現実的な問題と考えたときに、そういう数値がないと現実的な問題として上がらないといついう心配があるものですからね。これは先生言われた目標をできれば作ることと、それから、じや、それにどうアプローチしていくかといつ二つの方法、どつちも大変なことだと思うんですけど、それとも、その二つがあると思うんですけれども、これは余り短時間でできる問題じゃないので、

何か、あと一分ぐらいござりますので、最後、中釜参考人にちよつと、お仕事とは直接関係ないんですけれども、今の自給率について、私は、自給率というのは地方と中央といいますか、東京と地方とではもう考え方全然違うんじゃないかなと。農林省は、国全体として考えたときはこれは上げなきやいかぬということなんですかね

でありますか、実際には自分のところで作つていますか

ら。

そういうようなところから、そういうところの人に自給率の話をしても始まらないなというような気もするんですが、私が考えているようなこういうことが実態的なのか、あるいはそうでなくして、もし何か自給率ということで農業委員会なり地元で取り組んでおられるようなことがあります。たら、ひとつ御紹介をお願いしたいと思います。

○参考人(中益靖子君) 農業委員会で特に自給率、目標に向かつてというような取組というのは今のところはしていませんけれども、私が、地方と都市と違うんじゃないかという中で、定かではないんですけども、たしか鹿児島県は八二%ぐらい、加治屋先生、違いますかね。私、そういう自給率だという、聞いているんですけれども、そういう生産の農業県と都市のところとは違いはあるかなと思いますけれども、私はいつも女性組織の中でもいつもいろんな形で言っているのは、これから自給率を上げるために生産者と消費者が一緒にその意識を持つていかないとなかなか、我々、どっちかというと、今まで農業者にいろんな国産のものを作つてくださいとかいろんな形でありましたけれども、そこをしつかり消費者も生産者も一緒にその目標に向かつていこうという考え方を持つていいかないと数字というのは上がつていかないんじやないかなという、私たちはだから消費者と一緒にいろんな取組をしよう、これからはという思いを持つていてますので、鹿児島県の場合は本当農業県ですのでそういう数字が出てきますけれども、消費地とはまた非常に違うかなという形で思つております。

○岩本莊太君 そのとおりだと思います。よろしく、鹿児島のこと頑張つていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○委員長(岩永浩美君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。  
参考の方々に一言お礼を申し上げます。  
参考の方々には、長時間にわたつて御出席を

いただき、貴重な御意見を拝聴させていただき、誠にありがとうございました。

特に、第一線で御活躍をいただき、かつまた御指導をいただいている皆さんの御意見、本当に感嘆する思いで拝聴をさせていただきました。どうか今後とも日本の農政の進展のためにますますの御活躍を心からお祈りを申し上げ、委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

午後三時三十三分散会  
本日の審査はこの程度にとどめ、これにて散会をいたします。





平成十六年五月二十四日印刷

平成十六年五月二十五日発行

参議院事務局

印刷者

国立印刷局

A